

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立松が谷中学校

校長名 乙 幡 英 剛 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標

未来に向かって生き抜く確かな学力と、それぞれがもつ可能性を活かせる知・徳・体のバランスの取れた生徒を育成するために、次の生徒像を定める。

- ◎◇ 進んで学び、よく考える人
- ◇ 正義を愛し、心の豊かな人
- ◇ 体を鍛え、健康な人

（2）特別支援学級の教育目標

- よく見て、よく聞いて、よく考え、行動できる人
- 相手の気持ちを考え、思いやりの心をもって行動できる人
- 基本的生活習慣を身に付け、心身ともに健康な人
- 社会生活に適応できるよう、自立できる人

（3）学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

- ア 個別指導計画や学校生活支援シートを活用し、生徒の実態を踏まえ、家庭と連携しながら個に応じた指導を行う。社会生活の中で必要とされる内容を精査し、基礎的・基本的な学力の定着を図る。
- イ 各種の行事や特別活動において、成功体験を重ね、自尊感情や自己肯定感を高められるように指導する。また、コミュニケーションの充実を図り相手を思いやる心や態度を養う。
- ウ 体を鍛え、持久力や敏捷性を養うとともに、頑張り抜く心を育て、さまざまな場面で主体的に行動できる力を育成する。
- エ 不登校総合対策プラン「つながるプラン」に基づき、不登校生徒の家庭への適切な働きかけや支援を行い、自分が認められた存在であると実感できるような居場所づくり、絆づくりの支援を行う。
- オ いじめ総合対策を踏まえ、「いじめはどの生徒（学級）においても起こりうる」という認識に立ち、生徒が安心して学校生活を送ることができるように、未然防止、早期発見、早期対応に徹する。
- カ 八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、全ての生徒が障害の有無にかかわらず、共に学び、互いに尊重し合い、助け合い、自立できるように、学校行事や授業交流、部活動、委員会活動を通して、豊かな社会性を培う。
- キ 小中一貫教育グループ【松が谷中学校グループ（松が谷小・鹿島小）】において、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像は、人権意識の向上を踏まえ、以下の通りとする。
 - 自ら考え判断し、行動できる児童生徒
 - 主体的に学習に取り組むことができる児童生徒
 - 思いやりや感謝する心をもった感性豊かな児童生徒

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ①生徒の障害の特性及び心身の発達段階等に十分考慮し、ティームティーチングや課題別の指導等を進める。また、ICTを活用し視覚支援に努める。
- ②家庭科では、主体的・対話的で深い学びの視点から、提示された食材から選択し、どのように調理するかアイデアを話し合い、一つのレシピを作る。また、1人1台の学習用端末を活用し、考えたレシピを資料としてまとめ、個々のレシピ集を作成する。

イ 総合的な学習の時間

- ①国際理解教育、職場体験、校外学習、修学旅行、各種行事等の体験的な活動に際し、生徒の興味・関心に応じた課題を設定し、自ら考え、自己の可能性を伸ばそうとする態度を育てる。また、郷土や日本遺産等についての学習を通して、地域の一員としてのアイデンティティを養うために、地域の方々を外部講師に招いた授業を行う。
- ②人権教育の視点から「課題を見出し、解決するためにできることを考え、行動できる生徒」を育成するために、課題を見つけ出す力、解決方法を探し出す力を見出していくことができるように学習内容の定着と活用を図る。

ウ 特別活動

- ①よりよい人間関係の形成、集団生活への構築や社会への参画及び自己実現に向け、通常の学級との合同活動、他の特別支援学級との交流活動を積極的に行う。
- ②学級活動、生徒会活動、学校行事等の活動を通して、望ましい人間関係を育むとともに主体的に活動する態度を育てる。

エ 自立活動

- ①日常生活や学級活動で、1日の予定や、週ごと、1か月ごとの予定を確認し、自分でスケジュール管理ができるようにする。また、基本的な生活習慣の形成や言葉遣いを身に付ける。
- ②生活単元学習におけるソーシャルスキルトレーニングや各教科の学習における適切なコミュニケーションの体験を重ねることにより、場に応じた意思の伝達ができる能力の育成を図る。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 道徳教育全体計画及び別葉を基に、教師等との対話を通し、多面的・多角的に考え、主体的に判断し、考え、主体的に判断し、社会の一員としてよりよく生きていこうとする態度を育む。
- イ 学校行事との関連を踏まえ、「思いやり、感謝」「遵法精神、公德心」「公平、公正、社会正義」等の内容項目について、重点的に指導する。
- ウ 地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、道徳授業地区公開講座の実施を通し、保護者や地域の方と郷土の伝統と文化の尊重・郷土を愛する態度について語り合うとともに、職場訪問やボランティア活動、地域の行事等への参加を通し、地域との連携を進める。

(3) キャリア教育

- ア 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用して多面的・多角的に自己理解を深められるよう指導する。また、目標を明確にし、振り返りを行い、9年間を見通して自己の成長を客観視できるようにする。
- イ 3年間を通して、職場や施設見学・体験を行い、職業に関する知識や技能と勤労の尊さを学ばせると共に、社会的自立への資質と能力を育成する。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ①アンケートを踏まえた二者面談を実施し、生徒理解を深めることにより生徒と教員の信頼関係を育む。また、社会の実態に合った生活指導を前提に生活の決まりを改善する。
- ②自己の身を守るために必要な知識行動を身に付けるために、セーフティ教室や避難訓練を実施し、自然災害や交通事故に備える。
- ③性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための『生命（いのち）の安全教育』指導の手引き、「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』指導の手引き」を基に、生徒の発達段階に応じた指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ①「学校いじめ対策委員会」において、生徒のいじめに関する情報の共有やスクールカウンセラーや外部機関との連携を図り、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に努める。
- ②いじめの防止に向けて、ふれあい月間アンケート、二者面談を通し、いじめ対応の時間の充実を図る。また「子ども見守りシート」の活用を通し、家庭との連携を推進する。
- ③「八王子市いのちの大切さを共に考える日」（7月）には、生命の尊さを主題とした授業、生徒会を中心とした生徒からの働きかけ（しない・させない・許さないキャンペーン）、校長講話を行う。また、SOSの出し方に関する教育、情報モラル学習を行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ①生徒との面談や保護者との連絡を密に取り合い、支援ニーズを把握する。また、不登校対応巡回教員やスクールカウンセラーとの連携するとともに、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター等外部機関との連携を通し、より適切な環境の整備にあたる。
- ②登校支援コーディネーターを核とした、「個票システム」の活用による不登校生徒の早期発見と学校不適応に対する対策、解決に努める。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ①生徒の実態に応じて、学校行事(体育祭、合唱祭、校外学習等)では、所属学級の一員として、事前学習から活動に参加できるよう担任教員と連携を図り、必要な支援を行う。
- ②家庭や地域及び関係機関との連携を図り、「学校生活支援シート」や「個別指導計画」を活用した個別指導を行う。
- ③多摩地域特別支援学級研究会の行事（球技大会、マラソン大会、劇と音楽の会）に参加することで、活動範囲を広げ、他校との交流を図り、社会性を培う。

イ 義務教育9年間を通した小中一貫教育の取組【松が谷中学校グループ（松が谷小、鹿島小）】

- 取組1 「小中一貫教育の日」を中心に部活動・授業体験、合唱祭りハーサル参観、はちおうじっ子サミット等を行い児童とかかわり合う場を設定し、生徒の自己有用感を育成する。
- 取組2 グループ内の児童・生徒誰一人取り残さず見守り、育成するために「生活指導分科会」や「特別支援教育分科会」を定期的に開催し、共通理解を深める。
- 取組3 3校合同学校運営協議会、青少年対策松が谷地区委員会の場で児童・生徒の諸情報の交換を通し、鹿島・松が谷地区における健全育成を図る

ウ その他

- ①校内研修の課題を「互いに高め合い、思いやりの心のある生徒の育成」とし、授業改善、と普遍的な人権課題等について、計画的に研修を実施し、教員の一層の人権意識の向上を図る。
- ②デジタル社会をよりよく生きていくためにICT機器を使ったタイピング練習や、オンライン上で課題のやりとり等、さまざまな使い方を、各教科で行い、ICT活用技能を身に付けられるようにする。
- ③青少年対策松が谷地区委員会と連携し、地域清掃活動やあいさつ運動に参加することを通し、地域の一員としてボランティアマインドを育む。
- ④八王子市の部活動改革においては、教員と生徒の信頼関係を構築した上で、生徒主体の活動を行う。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	15	22	20	14	4	20	23	18	19	16	19	18	208
2	17	22	20	14	4	20	23	18	19	16	19	18	210
3	17	22	20	14	4	21	23	18	19	16	19	15	208
備 考	第1学年 始業式（4月7日）不参加のため2日減とする 第3学年 卒業式（3月19日）のため3日減とする 第3学年 修学旅行（9月14日から9月16日）のため1日増とする 夏季休業日 7月21日から8月25日まで 土曜授業 5月10日、10月11日、2月28日、3月14日 開校記念日 5月10日を授業日とする 都民の日 10月1日を授業日とする												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

① 各教科

教科名 \ 学年			1	2	3
各教科	国 語		0	0	0
	社 会		0	0	0
	数 学		0	0	0
	理 科		0	0	0
	音 楽		0	0	0
	美 術		0	0	0
	保 健 体 育		0	0	0
	技 術・家 庭		0	0	0
	外 国 語		0	0	0
知的障害者である生徒に対する 教育を行う特別支援学校の各教科	教科名	内 容	1	2	3
	国 語	「読む・書く・聞く・話す」の基本内容	105	105	105
	社 会	身近な地理・世界の地理・社会の仕組み・歴史	35	35	35
	数 学	数量・図形・面積・時間・四則計算	70	70	70
	理 科	植物観察・生物・重力・電気・物体	70	70	70
	音 楽	歌唱・楽器・鑑賞	105	105	105
	美 術	絵画・彫刻・版画・造形	70	70	70
	保健体育	身体づくり・球技・陸上・水泳	105	105	105
	職業・家庭	木工・金工・PC・手芸・調理	140	140	140
	外国語	ローマ字・簡単な挨拶・身近な英文・簡単な単語	105	105	105
小計			805	805	805

②特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領 域	内 容	学 年	1	2	3
特別の教科 道徳	・思いやり、感謝・自己理解 ・遵法精神、公德心・他者理解 ・公平、公正、社会正義		35	35	35
総合的な学習の時間	・身近な地域・進路 ・日本の伝統文化・職場について ・校外学習の事前事後指導		35	35	35
特 別 活 動	・係・委員会活動・目標決め ・役割分担・体育的行事文化的行事		35	35	35
自 立 活 動	・生活習慣の形成・清潔・衛生 ・言語活動・運動感覚活動 ・意思の伝達・発表の仕方・報告 ・連絡・相談・謝罪・言葉使い		0	0	0
小 計			105	105	105

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内 容	学 年	1	2	3
日常生活の指導	・基本的生活習慣の定着 ・予定の確認・個別課題		35	35	35
生活単元学習	・畑の作業・学校行事に関わる単元 ・ソーシャルスキルトレーニング		70	70	70
作業学習			0	0	0
小 計			105	105	105

④年間総授業時数（①＋②＋③）

学 年	1	2	3
年 間 総 授 業 時 数	1015	1015	1015
備 考	ア 1単位時間 50分とする。 イ 特別活動（生徒会活動） 学校行事等の時数は通常の学級に準ずる。 ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて 短い時間を活用した教科等指導として ・生活単元学習（8時25分から8時35分まで、主に火曜日から木曜日、通年） 授業時数…年間18時間 主な内容…認知機能、感情統制、自己評価や対人スキル等、発達上の躓きを改善するために、 ソーシャルスキルトレーニングや、ワークシートを用いたトレーニングを実施する。		

